国税だより（令和８年１１月発行分）

○　税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、全ての税務署を対象に、税務署の内部事務（※）を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

１　業務センターへの申告書・申請書等の提出

申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

・　ｅ－Ｔａｘ（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。

・　書面により提出する場合は、下表の業務センターへ郵送願います。

（注）１　税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

２　書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

２　業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。

３　その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応しておりません。

・　国税に関するご相談（納付に関するご相談を含みます。）

・　税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付

・　申告書・申請書等の用紙の送付依頼

４　熊本国税局において、書面申告書等を提出する場合の郵送先は下表のとおりです。

業務センターの名称	都道府県	内部事務のセンター化の対象署	書面申告書等を提出する場合の郵送先住所
熊本国税局業務センター 業務センター大分事務室 業務センター宮崎事務室 業務センター鹿児島事務室	熊本県	熊本西、熊本東、八代、人吉、玉名、天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号 熊本国税局業務センター ※大分事務室及び宮崎事務室は、申告書、申請書等の郵送先ではありません。
	大分県	大分、別府、中津、日田、佐伯、臼杵、竹田、宇佐、三重	
	宮崎県	宮崎、都城、延岡、日南、小林、高鍋	
	鹿児島県	鹿児島、川内、鹿屋、大島、出水、指宿、種子島、知覧、伊集院、加治木、大隅	〒890-8604 鹿児島市荒田１丁目24番４号 熊本国税局業務センター鹿児島事務室

（注）１ 熊本国税局以外の国税局でも「内部事務のセンター化」を実施しておりますので、詳しくは各国税局のホームページをご確認ください。

２ 各事務室は業務センターの一部の事務を実施します。

詳しくは、熊本国税局ホームページ（熊本国税局　検索）をご覧ください。

◇　パソコン及びスマホから（https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm）

国税だより（令和８年１１月発行分）

○　日々の業務をデジタル化で効率ＵＰ！

事業者のデジタル化
リーフレット・動画一覧
（国税庁ＨＰ）

国税庁が目指す
事業者のデジタル化
（国税庁ＨＰ）



日々発生する取引や会計などの業務をデジタル化で効率化してみませんか。

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者の方が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、事業者の方の生産性の向上や経営の高度化が期待されます。

それらの事務の中でも、取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）が実現した場合、人手による入力作業を介さないため、事業者の事務負担の軽減や税務コンプライアンスの向上等を図ることが期待できます。

また、クラウド会計ソフトの導入に当たっては、各種補助金が活用できる場合があります。ご活用を検討ください。

〇単純ミスを防いで正確性と効率ＵＰ
〇書類の保存コストＤＯＷＮ
〇経営の可視化・高度化

○　納税証明書のオンライン請求・ＰＤＦ受取のご案内

各種手続きや入札参加資格の申請などで必要な「納税証明書」は、パソコンやスマートフォンからｅ－Ｔａｘを利用したオンライン請求及びＰＤＦファイル形式による受取が可能です。

◇何度でも利用可能

一度取得したＰＤＦデータは、有効期限内であれば自宅等のプリンタから何枚でも印刷して使用することができます。

◇非対面・２４時間受付

ｅ－Ｔａｘの受付時間内であれば、夜間や休日でも請求可能です。

◇コスト削減

オンライン請求により、発行に係る手数料が１税目１年度あたり４００円から３７０円と安価になるだけでなく、郵送料や窓口への来署に係るコストを削減できます。

ぜひ、納税証明書の申請・取得は、ｅ－Ｔａｘによるオンライン請求・ＰＤＦ受取をご利用ください。

詳しくは、こちらの二次元コード又はｅ－Ｔａｘホームページ（https://www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。ご不明な点がありましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル：０５７０－００－５９０１　※ナビダイヤル

国税だより（令和８年１１月発行分）

○　国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決！

国税に関するご質問・ご相談は、国税庁ホームページ等をご利用ください。



税務職員ふたば

○　チャットボット（ふたば）に質問する

国税庁　チャットボット	検索

○　タックスアンサーを利用する

国税庁　タックスアンサー	検索

○　国税相談専用ダイヤルを利用する

０５７０－００－５９０１（全国一律料金）

受付時間　平日８：３０～１７：００（土日祝日及び１２月２９日～１月３日を除く。）

○ キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、税務署の窓口に行く必要がない「キャッシュレス納付」が大変便利です。

なお、令和８年１０月１日から全ての税務署の総合窓口における受付時間を原則として午前９時から午後３時までとさせていただいておりますから、ご理解とご協力をお願いします。

納 税 手 続	概　　要
ダイレクト納付	ダイレクト納付の申込みをすることで、ｅ－Ｔａｘによる簡単な操作で預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
振替納税	振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
インターネットバンキング等	インターネットバンキング、モバイルバンキング又はＡＴＭから納付する方法です。
クレジットカード	「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります。
スマホアプリ納付	ｅ－Ｔａｘを経由して「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用可能なＰａｙ払いを選択して納付する方法です。※事前に残高へのチャージが必要です。

詳しくは、こちらの二次元コード又は国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/）をご覧ください。

ご不明な点がありましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル：０５７０－００－５９０１　※ナビダイヤル

また、熊本国税局ホームページ上にも「キャッシュレス納付情報」の特設ページを掲載しておりますので、こちらも是非ご覧ください。

国税庁ホームページ ＞ 国税庁等について ＞ 組織（国税局・税務署等）＞ 熊本国税局 ＞ その他の情報（キャッシュレス納付関係）

こちらの二次元コードからもご覧いただけます。

国税だより（令和８年１１月発行分）

○　事業者の皆様へ　法定調書の提出方法や提出義務が改正されました

令和９年１月１日以降、給与等の支払者が「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合には、税務署へ「給与所得の源泉徴収票」を提出したものとみなすこととされました。なお、提出の際には、ｅＬＴＡＸ（地方税ポータルシステム）を利用していただくと、提出先の市区町村に「給与支払報告書」のデータが自動で振り分けられるほか、従業員の方については「給与所得の源泉徴収票」の情報がマイナポータルに連携され、スムーズに確定申告ができます。事業者・従業員の双方にメリットがありますので、ぜひｅＬＴＡＸ（地方税ポータルシステム）をご利用ください。

また、令和９年１月以降に提出するすべての法定調書について、前々年に提出すべきであった法定調書が、その法定調書の種類ごとに３０枚以上であるものについては、ｅ－Ｔａｘ等による提出が必要となります。令和７年に提出すべき法定調書の枚数が３０枚以上であった場合には、令和９年の法定調書をｅ－Ｔａｘ等により提出する必要があり、書面では提出することができませんのでご注意ください。

詳しくは、こちらをご覧ください。

源泉徴収票のみなし提出の特例

ｅ－Ｔａｘ等による法定調書提出の義務化

ご不明な点がありましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル：０５７０－００－５９０１　※ナビダイヤル

○　契約書や領収書と印紙税

私たちは、毎日の生活の中で、いろいろな文書を作成したり、受け取ったりしています。

これらの文書の中には、印紙税がかかるものがあります。

印紙税がかかる文書は、金銭借用証書、不動産売買契約書、工事請負契約書などの契約書のほか、約束手形、領収書、金銭の受取通帳など、２０種類に分類されています。

印紙税は、印紙税のかかる文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙をその文書に貼り付け、これに消印をして納める税金です。

文書を作成する場合は、印紙税のパンフレット（国税庁ホームページに掲載）等を参考に次のことに注意していただき、印紙税がかかるかどうか、税額がいくらかなどを確認して、間違いのないようにしてください。

１　覚書、念書、差入証などは、印紙税法上の契約書になる場合があります。

２　申込書、注文書、依頼書などの文書でも印紙税がかかる場合があります。

３　仮契約書、予約契約書及び仮領収書にも印紙税がかかります。

４　レジスターから打ち出されるレシートにも印紙税がかかります。

印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、一般的な事項は国税庁ホームページをご覧いただき、個別のご相談は最寄りの税務署に電話で事前に相談日時等を予約いただいた上で、その文書をご持参ください。

◇　パソコン及びスマホから（https:// www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/inshi.htm）

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。